

豊能町過疎地域持続的発展計画

(令和4年度～令和7年度)

令和4年9月

大阪府豊能郡豊能町

目 次

第 1 章	基本的な事項	3
第 2 章	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
第 3 章	産業の振興	18
第 4 章	地域における情報化	22
第 5 章	交通施設の整備、交通手段の確保	25
第 6 章	生活環境の整備	27
第 7 章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
第 8 章	医療の確保	36
第 9 章	教育の振興	38
第 10 章	集落の整備	41
第 11 章	地域文化の振興等	43
第 12 章	再生可能エネルギーの利用の促進	45
第 13 章	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	47

第1章 基本的な事項

1. 豊能町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、昭和31年に東能勢村と吉川村が合併して新しい東能勢村となり、その後、昭和52年の町制施行にあわせて豊能町と改称し、現在に至っています。

地理的には大阪府の北部、北大阪地域に属しており、大阪都心部よりおよそ30kmの距離に位置し、東は茨木市、西は兵庫県川西市、南は箕面市、北は能勢町及び京都府亀岡市に接しています。北摂山地を構成する標高500mから600mほどの山々が連なっている本町は、町域の約7割を山林が占めており、また、町の中央には猪名川の支流である余野川による浸食小盆地が広がっています。

町域の大半は猪名川水系に属しており、河川の流域別に、余野川流域の東部地域、箕面川流域の南部地域、初谷川流域の西部地域の3つの地域に分かれています。東部地域は、盆地上に広がる農地とその間に点在する集落、開発により形成された市街地、これらを取り巻く山地によって構成されています。南部地域は、小規模な盆地と集落、これらを取り巻く山地によって構成されています。西部地域は吉川集落と谷間の農地のほか、大規模開発による市街地によって構成され、農村環境と都市環境が共存する地域となっています。また、東部地域と西部地域の境目には妙見山が位置しており、相互の連絡には他市を経由する必要があります。

主要幹線道路として、町の東部を縦貫する国道423号、町の西部を縦貫する国道477号があり、北は京都府亀岡市、能勢町、南は池田市、兵庫県川西市方面と連絡しています。また、平成19年5月には、箕面有料道路（箕面グリーンロード）と箕面市道止々呂美東西線が開通し、東部地域と西部地域の往来と、大阪都心へのアクセスが格段に向上しました。さらに、平成30年3月に新名神高速道路の高槻インターチェンジと神戸ジャンクション間が開通し、令和9年度には全線開通が予定されているところから、今後一層、交通の利便性に優れた地域となることが予想されています。

(2) 過疎の状況

本町では、昭和40年代からベッドタウンとしてニュータウン開発が進み、ときわ台、光風台、東ときわ台、希望ヶ丘、新光風台と各地区への入居が進むにつれて急激に人口が増加し、平成7年の26,617人（国勢調査）でピークを迎えました。しかし、その後、少子高齢化と若年層の都市部への流出を主な要因として人口が減少し、今後も、その傾向は続くと思われています。

そのような中、令和2年国勢調査の結果により、本町は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地域の人口要件である人口減少率23%以上（H7国勢調査人口26,617人→R2国勢調査人口18,279人 31%減）を満たすこととなり、令和4年4月1日付けで過疎地域をその区域とする市町村として公示されました。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会的経済的発展の方向の概要

本町では、人口がピークを迎えた平成7年以降、高齢化に伴い、サラリーマン等の第3次産業の従事者が減少傾向にあります。また、第1次産業においても、基幹産業である農業への従事者が減少傾向にあり、遊休農地の活用が課題となっています。

その一方で、箕面グリーンロードや新名神高速道路の開通により、主要幹線道路である国道 423 号や 477 号の交通量が増加し、コンビニエンスストアや事業所が出店する等、沿道の地域では賑わいが始まっています。しかし、国道沿いの土地の多くは民間所有であり、市街化調整区域内に位置していることもあって、整備が進みづらい状況となっています。

そのため、主要幹線道路周辺等の賑わいづくりを進められるよう、無秩序な土地利用を規制しつつ適正な開発・整備を誘導し、企業誘致や交流人口の増加に取り組んでいく必要があります。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本町の総人口は、平成 7 年に 26,617 人と最も多くなっていますが、それ以降減少が続き、令和 2 年には 18,279 人とピーク時の約 7 割となっています。一方、高齢者人口は昭和 55 年以降増加が続いている状況で、年少人口及び生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が相まって少子高齢化が進行しており、特に少子化については、近隣市町と比べて急速に進行しています。

そして、この傾向は今後も続くと思込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は令和 12 年に 14,463 人となり、40 年後の令和 42 年には 4,647 人まで減少すると予想されています。

また、世帯あたり人員は減少してきており、高齢者の単独世帯についても、割合は低いものの、経年では増加していることから、今後は、家庭や地域における高齢者支援のニーズが増加すると考えられます。

表 1 - 1 (1) 豊能町の人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 1 2 年		平成 2 2 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,471	人 23,676	% 89.8	人 25,722	% 8.6	人 21,989	▲ 14.5	人 18,279	▲ 16.9
0 歳～ 14 歳	人 3,626	人 5,395	% 48.8	人 3,693	▲ 31.5	人 2,098	▲ 43.2	人 1,201	▲ 42.8
15 歳～64 歳	人 7,964	人 16,261	% 104.2	人 18,368	% 13.0	人 13,800	▲ 24.9	人 8,387	▲ 39.2
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	人 1,981	人 4,548	% 129.6	人 5,280	% 16.1	人 3,221	▲ 39.0	人 1,689	▲ 47.6
65 歳以上 (b)	人 881	人 2,016	% 128.8	人 3,642	% 80.7	人 6,054	% 66.2	人 8,666	% 43.1

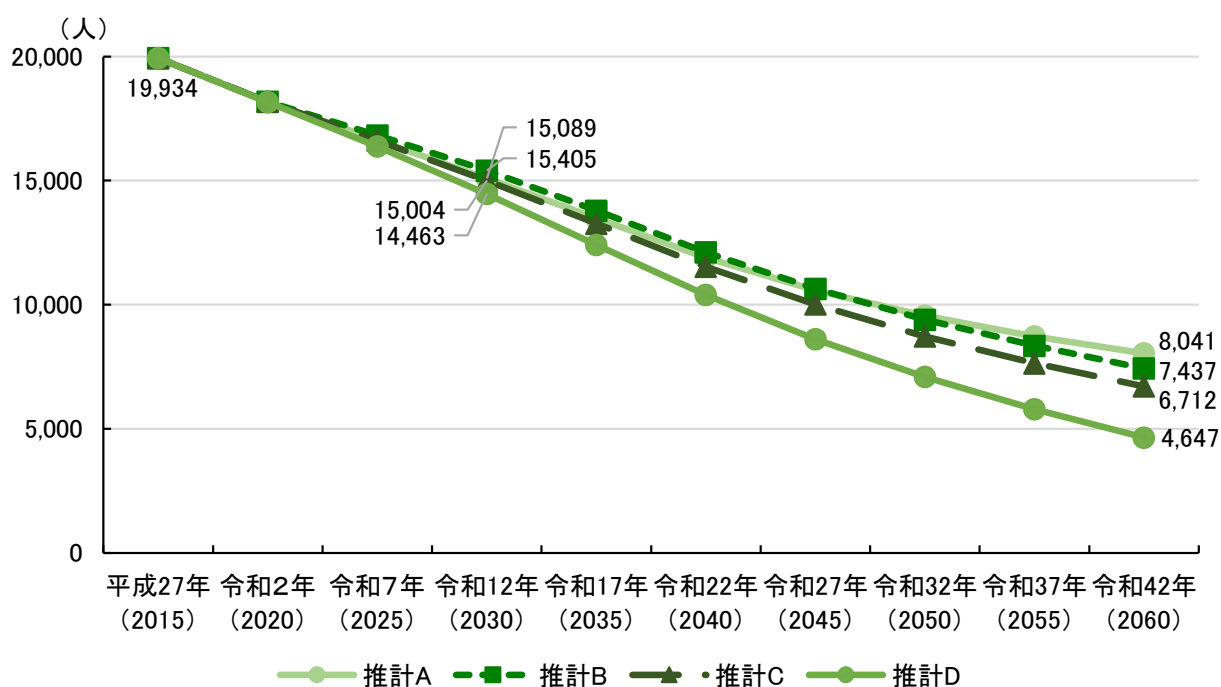
(a)/総数 若年者 比率	% 15.9	% 19.2	—	% 20.5	—	% 14.6	—	% 9.2	—
(b)/総数 老年者 比率	% 7.1	% 8.5	—	% 14.2	—	% 27.5	—	% 47.4	—

※年齢不詳者があるため、各年齢の合計と総数が合わない場合があります。

表 1－1 （２）豊能町の男女別人口の推移

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 1 2 年		平成 2 2 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,471	人 23,676	% 89.8	人 25,722	% 8.6	人 21,989	▲ 14.5	人 18,279	▲ 16.9
男	人 6,134	人 11,421	% 86.2	人 12,225	% 7.0	人 10,439	▲ 14.6	人 8,676	▲ 16.9
女	人 6,337	人 12,255	% 93.4	人 13,497	% 10.1	人 11,550	▲ 14.4	人 9,603	▲ 16.9

表 1－1（3）豊能町の将来推計人口



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
推計 A	19,934	18,175	16,623	15,089	13,479	11,894	10,575	9,559	8,727	8,041
推計 B	19,934	18,175	16,825	15,405	13,787	12,114	10,644	9,398	8,345	7,437
推計 C	19,934	18,175	16,620	15,004	13,266	11,532	10,010	8,724	7,642	6,712
推計 D	19,934	18,165	16,378	14,463	12,408	10,393	8,612	7,097	5,790	4,647

※各推計パターンの考え方は以下のようになっています。

推計A

- ・合計特殊出生率は令和 12 年に 1.00、その後維持
- ・令和 22 年まで転出超過が 0 となり、その 5 年後までに現在の転出の 1/4、10 年後までに現在の転出の半数の転入者を確保し、その後は継続してその転入者数を維持する

推計B

- ・合計特殊出生率は令和 12 年に 1.00、その後維持
- ・令和 12 年までに転出超過が 0 となり、令和 12 年以降は 5 年ごとに子育て世帯が 5 世帯（男の子 5：女の子 5：父親 5：母親 5）、単身の若い世代が 10 人（男 8：女 2）、高齢者世帯が 3 世帯（夫 3：妻 3）転入してくる

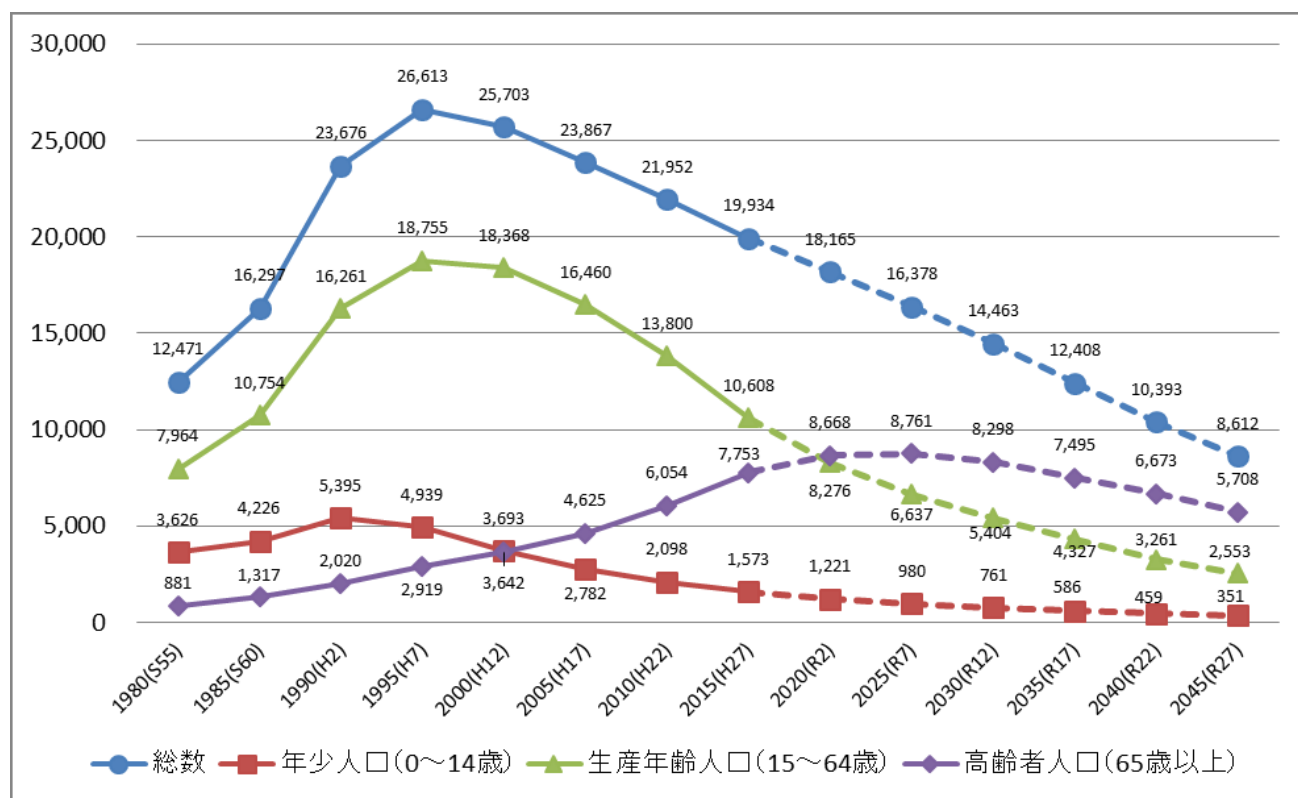
推計C

- ・合計特殊出生率は令和 12 年に 1.00、その後維持
- ・令和 22 年までに転出超過が 0 となり、令和 22 年以降は 5 年ごとに子育て世帯が 5 世帯（男の子 5：女の子 5：父親 5：母親 5）、単身の若い世代が 10 人（男 8：女 2）、高齢者世帯が 3 世帯（夫 3：妻 3）転入してくる

推計D

- ・転出数や出生数が現状と変わらずに推移する
（国立社会保障・人口問題研究所 平成 30 年推計〔出生中位・死亡中位仮定〕）

表 1－1（４）豊能町の将来推計人口の構成



出典：2015（平成 27）年までは国勢調査（各年 10 月）、2020（令和 2 年）以降は社人研の 2019（平成 31 年）3 月推計。数は年少人口や生産年齢人口、高齢者人口の合計値で、年齢不詳は含まず。

豊能町人口ビジョンより

（２）産業の推移と動向

昭和 40 年代にニュータウン開発が開始されて以降、主に都市部に勤務するサラリーマン等の人口流入が進み、第 2 次産業、第 3 次産業の従事者が急激に増加しています。しかし、人口がピークを迎えた平成 7 年以降、高齢化により退職が進み、人口減少にやや遅れた形で就業人口も減少する傾向にあります。

また、本町の基幹産業である農業についても同様に、少子高齢化による人口減少とともに第 1 次産業の従事者が年々減少傾向にあることから、遊休農地の活用が課題となっています。

表 1－1（５）産業別人口の推移（国勢調査）

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 12 年		平成 22 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,744	人 9,281	% 95.6	人 11,066	% 19.2	人 9,089	▲ 17.9	人 7,159	▲ 21.2

第 1 次産業 就業人口	人 342	人 238	% ▲ 30.4	人 206	% ▲ 13.4	人 194	% ▲ 5.8	人 169	% ▲ 12.9
第 1 次産業 比 率	% 7.2	% 2.6	—	% 1.9	—	% 2.1	—	% 2.4	—
第 2 次産業 就業人口	人 1,552	人 2,706	% 74.4	人 2,651	% ▲ 2.0	人 1,673	% ▲ 36.9	人 1,235	% ▲ 26.2
第 2 次産業 比 率	% 32.7	% 29.2	—	% 24.0	—	% 18.4	—	% 17.3	—
第 3 次産業 就業人口	人 2,850	人 6,337	% 122.4	人 8,209	% 29.5	人 7,222	% ▲ 12.0	人 5,755	% ▲ 20.3
第 3 次産業 比 率	% 60.1	% 68.3	—	% 74.2	—	% 79.5	—	% 80.4	—

3. 豊能町における行財政の状況

(1) 行政の状況

本町は、明治 22 年に余野、川尻、木代、切畑、野間口地区が合併して東能勢村に、吉川地区が吉川村となったのが始まりです。その後、昭和 30 年には高山地区を東能勢村に編入し、昭和 31 年に東能勢村と吉川村が合併して新しい東能勢村となり、昭和 33 年の牧地区、寺田地区の編入を経て、昭和 52 年に豊能町が発足し現在に至っています。

役場本庁舎は旧東能勢村である東地区に位置していますが、住民の 7 割以上が旧吉川村である西地区に居住しているため、一般に住民の方が必要とするほとんどの行政事務について、吉川支所においても対応しています。

また、少子高齢化と人口減少からなる財政状況の悪化や、社会情勢の変化に伴う住民ニーズの多様化に対応するため行財政改革を進め、事務事業の見直しや広域連携による事務の効率化を図っているところです。ごみ処理については、平成 12 年に兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、能勢町との 1 市 3 町で猪名川上流広域ごみ処理施設組合を設立し、平成 21 年より稼働を開始しています。

さらに、平成 28 年には消防・救急業務を箕面市に事務委託し、平成 31 年 4 月からは水道事業を大阪広域水道企業団へ統合する等、広域連携により事務の効率化、住民サービスの向上を図っています。

今後も、さらなる少子高齢化と人口減少が見込まれる中、引き続き事務事業の見直し、広域連携や民間委託などを図り、行政事務の効率化に取り組んでいく必要があります。

(2) 財政の状況

本町は、町域の約 7 割が山林で占められており、残りの大部分はニュータウンの住宅地となっている

ことから、大規模な商工業地、集客施設等がなく、町税収入の９割以上は個人の住民税と固定資産税となっています。さらに、ベッドタウンとして開発された経緯から都市部から移住したサラリーマン世帯が多く、かつては個人住民税収入の大部分を給与所得が占めていたため、高齢化による退職と人口減少に伴い、現在の税収は、ピーク時である平成９年度の半分近くにまで落ち込んでいます。

一方で、東西に分かれた地理的構造に伴う職員配置、人口急増期に整備した公共施設の維持管理費用や大量採用した職員の退職等を要因として、経常的一般財源の収入額に比べて人件費や物件費が高く、平成３０年度、令和元年度の経常収支比率は１００％を超えることとなりました。令和２年度には９９.８％と１００％を下回ったものの、依然として、歳出に占める経常的経費の割合は高い水準にあります。

即効性のある収入増加策が見込めない中で、経常的経費の圧縮が喫緊の課題となっていることから、事務事業の見直しによる人件費の削減等を進めるほか、令和４年度に予定している公共施設再編計画（仮称）の策定等を通じ、限られた財源を効率的に活用し、持続可能な財政運営に取り組んでいきます。

表１－２（１） 財政の状況

（単位：千円、％）

区分	平成２２年度	平成２７年度	令和２年度
歳入総額 A	7,096,693	6,841,406	9,189,041
一般財源	4,539,817	4,708,155	4,799,072
国庫支出金	643,312	494,722	2,807,653
府支出金	507,331	424,125	535,716
地方債	765,609	507,647	404,401
うち過疎対策事業債	—	—	—
その他	640,624	706,757	642,199
歳出総額 B	6,645,130	6,490,892	8,900,842
義務的経費	3,070,857	3,061,740	3,194,950
投資的経費	861,639	489,268	541,861
うち普通建設事業	833,112	434,993	342,333
その他	2,712,634	2,939,884	5,164,031
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C（A-B）	451,563	350,514	288,199
翌年度へ繰越すべき財源 D	181,937	41,114	100,090
実質収支 C-D	269,626	309,400	188,109
財政力指数	0.62	0.51	0.46
公債費負担比率	9.4	9.4	10.5
実質公債費比率	4.6	5.8	6.3

経常収支比率	87.0	90.9	99.8
将来負担比率	69.5	6.2	—
地方債現在高	5,943,996	6,141,514	5,696,060

※令和２年度の将来負担比率が「－」となっているのは、「将来負担額」の数値よりも「充当可能財源等」の数値が大きいことによるものです。

※令和２年度は、特別定額給付金給付事業（事業費 1,936,217 千円）を実施したため、歳入、歳出ともに例年より金額が大きくなっています。

（３）主要公共施設等の状況

本町における令和２年度の道路改良率は 70.3%、道路舗装率は 87.2%となっています。道路改良率は府内町村の平均を上回るものの、市町村全体と比べると、どちらも平均を下回っており、今後、長寿化計画に基づき計画的に整備を進めて行く必要があります。

上水道については、普及率はほぼ 100%に達していますが、配水管等の老朽化も急速に進んでおり、また、今後は、人口減少とともに水需要の減少が見込まれます。町域の水道事業は、平成 31 年 4 月に大阪広域水道企業団へ承継していますが、今後も企業団と連携し、広域化の拡大も視野に入れ、さらなる事務の効率化を進めるとともに、計画的に整備を進めていきます。

下水については、公共下水道事業と個別排水事業の２事業により処理を行っており、水洗化率はほぼ 100%に達していますが、今後は、水需要の減少に伴い使用量の減少が見込まれます。また、管路の老朽化も進んでいることから、現在、下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全的な整備を進めている状況です。

その他の公共施設については、昭和 50 年代から平成初期にかけて、人口の増加に伴い高まる住民ニーズに応えるため、当時の豊かな税収を財源として、多くの建物等が同時期に一斉に建設されています。しかし、現在の本町は少子高齢化が進み人口が減少傾向にある一方、高齢者世代や子育て世代のニーズも当時と比べて変化しています。また、町の財政状況を考慮すると、現在と同規模の建築物をそのまま維持、管理していくことは非常に困難な状況です。よって、今後、本町の公共施設はどうあるべきかを町全体として考え、多様化する住民ニーズに応じた形で公共施設の再編に取り組んでいくことが必要です。

それらの課題に対応するため、本町では、公共施設のあり方について検討を進めており、令和 4 年 1 月に、今後の施設再編の基本的な考え方となる中間報告書が豊能町公共施設再編検討委員会から提出されました。今後、この中間報告書に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定し、今後のまちづくりの土台としていくところです。

表 1－2（２） 主要公共施設等の状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道改良率（％）	38.5	48.4	67.7	67.7	70.3
市町村道舗装率（％）	40.1	63.0	83.1	83.1	87.2

農道延長（m）	14,188	3,558	3,558	3,558	3,558
耕地1ha当たり農道延長（m）	44.6	11.6	10.9	11.2	12.1
林道延長（m）	—	7,974	909	909	909
林野1ha当たり林道延長（m）	—	9.9	1.0		
水道普及率（％）	—	90.9	99.9	99.9	99.9
水洗化率（％）	—		95.6	99.5	99.8
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	—	0	0	0	0

4. 地域の持続的発展の基本方針

本町では、全国や大阪府を上回るスピードで少子高齢化が進んでおり、今後もその傾向が続くことが予測されています。人口減少・超高齢化社会は、住民生活や、まちづくり、行政運営など、町の施策における様々な分野において多くの負の影響を及ぼす可能性があります。

しかし、人口の変化については、その傾向をある程度予測することが可能であるため、人口が増加していた頃に対応した旧来の仕組み・政策、取り組みや、一人ひとりの意識・考え方、ライフスタイルなどを改め、現在の社会情勢に対応したスタイルに変化することができれば、少子高齢化のスピードをゆるめ、ひいては人口増に転じることも可能であると考えています。

本町では、令和4年3月に、まちの望ましい将来像とその実現のための基本方向や施策を示した計画として、豊能町総合まちづくり計画を策定しました。この計画の「第4章 人口ビジョン」では、行政や地域住民をはじめとした地域の多様な主体が連携し、これまでの仕組み・考え方を変革するとともに、様々なアイデアや創意工夫を通じて多くの人に選んでもらえるまちづくりを行うことで、人口減少・超高齢社会の到来への対策を積極的に講じていくこと、避けることができない人口減少・超高齢社会に対応するための取り組みについても確実に進めることを基本的な取り組みの両輪として位置づけ、持続可能なまち・豊能の実現をめざすとしています。

過疎地域の持続的発展のための施策展開においては、町の最上位計画である豊能町総合まちづくり計画の基本構想に則り、3つの基本指針と12の基本施策を本町における地域の持続的発展の基本方針とし、総合的に取り組みを推進していきます。

まちの将来像

自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの

10年後の目標人口 15,000人維持 をめざす

重点課題

1
生産年齢人口
の定住促進

2
子育て世帯
の転入促進

3
健康寿命
の延伸

基本指針 1
住民主役のまちを
つくり出す
“ひとづくり”

基本指針 2
未来の活力を
生み出す
“しごとづくり”

基本指針 3
緑の中で
楽しく暮らせる
“まちづくり”

12 の基本施策

基本指針 1

1. まちの未来につながる教育の推進
2. いつまでも健康で、みんなが活躍するまち
3. 安心して子どもが産める環境づくり
4. まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進

基本指針 2

1. まちで働く人を応援
2. 人や仕事を呼び込むテレワークの推進
3. 地域経済を循環させる
4. 地域産業を元気にする6次産業化

基本指針 3

1. 住民のQoL向上をめざしたコンパクトなまちづくり
2. 人が活躍できる地域コミュニティづくり
3. 低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり
4. 交流人口の増加で新たな風土づくり

豊能町総合まちづくり計画より

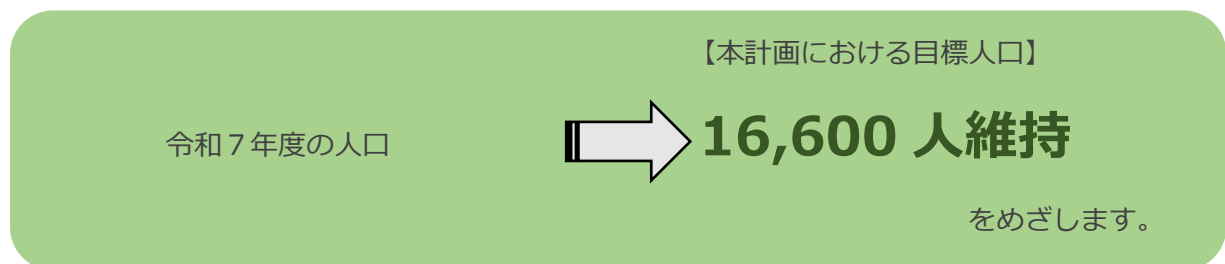
5. 地域の持続的発展のための基本目標

豊能町総合まちづくり計画の「第5章 将来像とまちづくりの方向性」では、本町の解決すべき最も大きな課題を「人口減少・少子高齢化への対策」としています。地域の持続的発展の基本指針を踏まえ、社会減の大きな要因である若年層の減少、自然減の大きな要因である合計特殊出生率の低さや高齢化に伴う死亡者数の増加という課題について重点的にアプローチし、『転出超過の抑制』と『自然減の抑制』を図っていく必要があります。

「表1-1(2) 豊能町の将来推計人口」の推計Dに示したように、転出数や出生数が現状と変わらずに推移した場合、本町の人口は令和12年に14,463人となり、令和42年には4,647人まで減少すると予想されています。

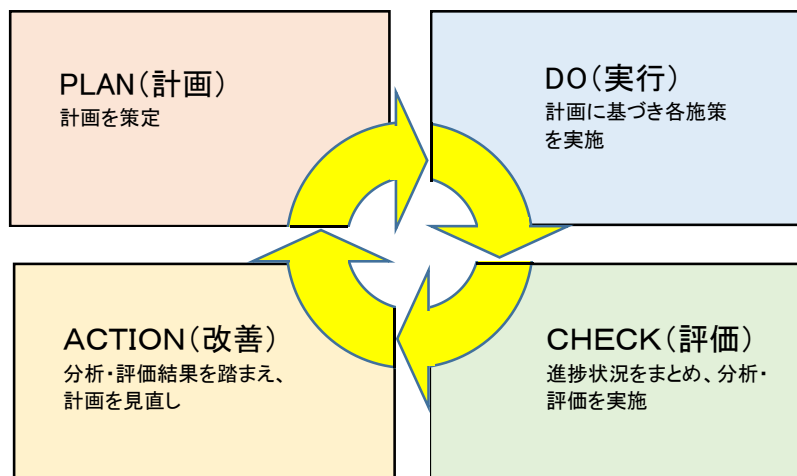
10年後だけでなく、20、30年後にも、持続可能なまちとして豊能町が生き残っていくために、総合まちづくり計画では、行政・住民・団体・企業・観光客・関係人口など町に関わる様々な人たちと連携・協働して、これまでにない新たな施策へ積極的に取り組むことで、令和13年度において、人口15,000人の維持をめざすこととしています。

この目標を達成するためには、本計画の終期である令和7年度において、人口約16,600人の維持が必要と見込まれることから、本計画における目標人口は同値とします。



6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における目標を実現するため、計画の進捗についてはPDCAサイクルにより検証を実施し、改善を図ります。実際の検証作業については、町の事業評価制度を活用し、毎年作成している事業評価・主要施策成果報告書により進捗管理を行い、その結果をホームページで公開します。



7. 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とします。ただし、今後、国の動向や社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、昭和40年代からベッドタウンとしてニュータウン開発が進むとともに、急激に人口が増加し、それに伴って昭和50年代を中心に公共施設の建設が進んできました。施設の建設は平成に入っても続きましたが、人口は平成7年をピークにその後減少を続け、今後もその減少傾向は続くと思われています。

豊能町公共施設等総合管理計画では、今後40年間で公共施設等の更新のため必要となる費用の総額を359.1億円と見込んでおり、単純に平均すると、1年あたりの負担額は約9億円となります。しかしながら、本町の財政状況や当初予算の規模を考慮すると、年間9億円を40年間にわたり負担していくことは不可能であり、町が現在所有する公共建築物を、そのままの規模で維持していくことは非常に困難です。インフラ施設についても同様で、人口増加とともに整備された施設が、今後、一度に老朽化を迎えるため、効率的な維持管理を行う必要があります。

過疎地域の持続的発展のための施策展開にあたっては、豊能町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の集約化や複合化等により統廃合を進めるなど、本町の人口規模や財政規模に応じた施設整備等の適正化を図っていきます。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方 4項目】

人口減少や財政規模に応じた施設規模の適正化を図ります。

人口急増時に整備された現在の施設数や、施設面積をそのまま維持するのではなく、今後の人口推移や財政規模の状況に応じて、本町の身の丈に応じた施設規模の適正化を図ります。

統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図ります。

本町の現状に応じた適正な施設の維持を図るため、1つの施設に2つ以上の機能を持たせる複合化や、民間・NPOなどへの移管も視野に入れ、既存ストックの有効活用を図ります。

計画的な保全による長寿命化を図ります。

各インフラ施設においては個別の整備計画を策定し、計画に基づいた継続的な修繕を行うなど、予防保全型の維持管理による既存ストックの長寿命化を図り、安心・安全に十分配慮した上で既存施設の有効活用を図ります。

持続可能なまちづくりに向けた施設の整備を図ります。

住民のみなさんが将来にわたり安心して暮らすことができるよう、安心・安全な施設を整備するとともに、持続可能なまちとして、改修時の財源確保に取り組めます。

豊能町公共施設等総合管理計画より

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現状と課題

(1) 移住・定住の促進

本町では、ニュータウン開発が進んだ人口急増期に転入してきた世代が高齢化を迎え、その子どもである若年層の町外転出が増加したことから、少子高齢化が進んでいます。そのような中、平成28年3月には「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、若年層の転入促進策を中心としたシティプロモーションを進めていますが、十分な施策が展開できていない状況です。また、町外からの移住者を呼び込むためには住まいの確保が必要となりますが、町内の住宅所有者が売却等を検討せず、放置しているケースが多いため、空き家の流通を図る必要があります。

(2) 地域間交流の促進

本町は、大阪の都心部から1時間程度でアクセスできるにもかかわらず、山林に囲まれる等、豊かな自然環境に恵まれています。国道423号沿いを中心に、交流人口は徐々に増加しつつありますが、このロケーションを活かし交流人口を高めるための核となる拠点施設やコワーキングスペース等がないことが課題となっています。

(3) 人材育成

少子高齢化が進む中で、地域活動を支える担い手が不足しています。これまで町では、大学や企業との連携協定の締結を進めてきており、大阪府公民戦略連携デスクや(株)能勢・豊能まちづくり等との活発な連携を通じて、地域の担い手となる人材の確保・育成につなげているところですが、今後も、外部人材を活用し、地域の活性化を図る方策が求められています。

2. その対策

(1) 移住・定住の促進

町内で活発に活動している人たちが、自立した新しいコミュニティとなり、自らが「豊能町のファン」となること等により、町の魅力を伝えていく取り組みを進めます。また、空き家の実態調査や掘り起こしを進めるとともに、その所有者に対して、NPO法人等と連携し、空き家の活用に関する知識の定着を図っていくことで、移住者の受け皿整備を図ります。

(2) 地域間交流の促進

本町の豊かな自然を活かし、都会にはない環境を求めて町内外からたくさんの人が集まるよう、憩いの拠点となる施設やコワーキングスペース等を整備する等、町外から訪れる交流人口を増加させる取り組みを進めます。

(3) 人材育成

大学や企業等と連携した取り組みや、「地域おこし協力隊」等、外部人材の活用をより一層進め、熱

意ある人材の発掘や育成を行っていくとともに、その活動を地域に浸透させる取り組みを進めます。

また、住民・地域団体・事業者・行政の役割を整理した上で、自主的な地域づくりの活動を支援し、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

目 標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
社会増減がゼロ以上(転入者 ≧転出者)	▲32 人	± 0 人	基準値は住民基本台帳の転 入者－転出者により算出 (外国人を含む)
ふるさと寄附金額(企業版ふ るさと納税含む)	25,305,000 円	50,000,000 円	

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(2)地域間交流	コミュニティ施設等整備事業 コミュニティ施設等の整備	豊能町
		高山コミュニティセンター整備事業 高山コミュニティセンターの整備	豊能町
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	住宅流通・多様化促進事業 各種セミナーや空き家の掘り起こしにより 住宅の流通促進を図る。	豊能町
	地域間交流	協働による魅力発信事業 トヨノノレポーターを活用し、トヨノノ PORTAL を活用した町の魅力発信を行う。	豊能町
	人材育成	地域おこし協力隊事業 地域おこし協力隊の活用により地域活性化 を図る。	豊能町
	その他	公民連携事業 大学や民間企業のデータ収集能力や、分析力 を活かし、公民連携による行政サービスの提 供等を促進する。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことを基本方針としています。本町では、この方針に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定中であり、現在の施設を機能面で集約した上で、「憩いの場」となる施設についても検討を進めていきます。

第3章 産業の振興

1. 現状と課題

(1) 農林業の振興

農業は、本町の基幹産業ですが、担い手の減少・高齢化により荒廃する農地が増加している状況です。また、有害鳥獣対策を担う猟友会も同様に高齢化が進む等、少子高齢化の影響が農業にも及んでいます。

農作物の品質は高く保たれていますが、広く流通するところまでは至っておらず、農産物直販所（志野の里）も規模が小さく、アクセスの改善、農産物の供給量不足等、課題を抱えている状況です。

林業においても、森林整備の担い手が高齢化しており、新たな担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。また、境界や所有者が不明の山林がある等、町が主体となって整備を行うことが困難な状況となっています。

(2) 商業の振興

地域の商業施設は、高齢者を始めとした地域住民の日常的な買い物の場として不可欠な存在ですが、本町では、人口減少や少子高齢化が進んでいること、町外の大規模ショッピングモールに購買客が流出していること等の要因により、町内の商店街で空き店舗ができている等、商業施設の存続が危ぶまれる状況となっています。地域内でものやお金が流通する仕組みを構築し、地域でつくったものを地域で消費する地域循環型社会をつくり出すことが課題となっています。

(3) 企業の誘致対策

新名神高速道路の開通に伴い、国道 423 号沿いにコンビニエンスストアや事業所が出店し、町内のカフェや飲食店等、口コミで人気が出ている店舗が少しずつ増加しています。しかし、国道沿いの土地の多くは民間所有であり、市街化調整区域に位置していることもあって、核となる施設整備が進みにくい状況となっています。

(4) 観光の振興

本町を訪れるハイカー、バイカー、サイクリスト等は増加傾向にあるものの、豊かな自然を活かした有名な観光資源がなく、自然をまちづくりに活用できていない状況です。また、人々が集まり交流できる拠点型の施設がなく、観光を訪れても体験や消費活動に結びつかないのが課題となっています。

2. その対策

(1) 農林業の振興

とよの就農支援塾により新規就農者の育成を図るとともに、ICT 技術の活用、農業用機械や有害鳥獣対策等に対する各種補助制度の充実や、ほ場整備事業等の基盤整備等により生産性の向上、コストの低減を図り、就農者が安定した収入を確保し、農業技術の継承を行う環境を整えるよう努めます。また、障害者支援団体等と連携する等、農福連携による新たな就農者の確保について検討を進めます。

さらに、農作物のブランド化や競争力の強化を図るとともに、既存の農業法人との連携や農業法人の新規立ち上げ等も検討し、販売拠点の整備やネット販売等の販路開設等、販売の増加に向けて取り組みます。

林業においては、森林環境譲与税交付金を活用し、現状に即した地番参考図の作成を計画的に進めることで敷地の境界や所有者の明確化を図るとともに、防災上必要な森林等の整備とその適切な管理に向けた取り組みを進めます。

（２）商業の振興

地域の住民や民間企業等と連携し、地域に根差した商店、商品の掘り起こしや、町のイメージキャラクター「とよのん」とのコラボ商品開発等、「とよのブランド」によるブランディングの取り組みを進めます。また、販売拠点の整備やデジタル地域通貨の導入等、地域循環型社会の構築に向けた検討もあわせて取り組んでいきます。

（３）企業の誘致対策

地域住民の理解のもと、地区計画ガイドラインや町独自の提案基準による適正な小規模開発を進め、町の持つ自然景観と調和した事業所、店舗づくりを行っていきます。また、出店希望者への相談支援や事業所への支援等を行うことにより、核となる地域の開発に向けて検討を進めます。

（４）観光の振興

豊かな自然を活かし、訪れる人も住んでいる人も利用できる拠点となる施設を整備するとともに、住民との協働も視野に入れながら、観光の魅力づくりに取り組みます。また、近隣他市町と連携してコースマップの作成等を進めることで、中継地として本町を訪れる方の増加にもつなげていきます。

目 標	基準値 (令和３年度)	目標値 (令和７年度)	備 考
営農法人数	12 法人	15 法人	
ほ場整備面積 (ha)	132.6ha	165.6ha	
事業所数(令和３年経済セン サス活動調査 公務除く)	377 事業所	400 事業所	

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	ほ場整備事業 ほ場整備を進め、農業生産性の向上、生産コストの低減を図る。	豊能町
		農業法人設立支援事業 町内の農産物を販売できる拠点（志野の里等）を整備し、運営支援を行うとともに、将来的に農業法人の立ち上げ等も検討する。	豊能町
	(9)観光又はレクリエーション	憩いの拠点（観光施設）整備事業 既存の公園等を改修・整備することにより、町外から訪れる人の増加を図る。	豊能町
	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	とよの就農支援塾事業 就農を目指す方に対し、実習を交えた生産技術、経営管理等に係る講座を実施する。	豊能町
		就農促進安定支援事業 新規就農者に対する農業機械購入等に係る支援を行う。	豊能町
		野生鹿、猪等農林業被害防止事業 有害鳥獣個体数の適正な管理を行うとともに、獣害柵や狩猟免許講習会の費用等に対する助成を行い、有害鳥獣による農林業被害の軽減を図る。	豊能町
		森林整備事業 森林の適切な管理を図るため、現状に即した地番参考図の整備を進めるとともに、防災上必要な森林整備を計画的に実施する。	豊能町
		商工業・6次産業化 地域循環型経済推進事業 デジタル地域通貨を導入し、地域内でモノやお金が流通する仕組みを構築する。	豊能町 民間事業者
		観光 とよのんPR活動事業 豊能町のイメージキャラクター「とよのん」を活用し、町の魅力や特産品、観光資源等のPRを図る。	豊能町

	企業誘致	沿道整備事業 国道 423 号等の沿道での小規模開発を進め、店舗・企業誘致に対する支援を行う。	豊能町 民間事業者
--	------	--	--------------

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「第3章 産業の振興 2. その対策」に記載した内容のとおり。なお、減価償却の特例や地方税の課税免除の対象となる事業について、大阪府や近隣市町、関係団体と連携し情報収集に努めるとともに、積極的に周知を図ることにより制度の活用を促進します。

5. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことを基本方針としています。本町では、この方針に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定中であり、現状に応じた適切な規模の施設を前提として、観光の拠点となる施設についても検討を進めていきます。

第4章 地域における情報化

1. 現状と課題

(1) デジタル技術の活用

自治体 DX 推進計画が策定され、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化等、住民の利便性の向上と自治体業務の効率化が求められています。本町においても、デジタル技術や各種データの活用により住民の利便性向上を図るとともに、AI 等の活用により業務の効率化を図っていく必要がありますが、専門的な知識を持った人材の育成が課題となっています。

(2) スマートシティの推進

令和2年12月に国において閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示されており、デジタル技術の活用は、地方自治体にとって今後の大きな課題となっています。

さらに、デジタル技術はただ導入すればよいというものではなく、必ずしも先進的な技術でなくとも、本町における課題やニーズを的確に把握し、本当に必要なデジタル化を推進する必要があります。

(3) 防災行政無線

防災行政無線は、テレビやラジオ、ホームページ等とともに、住民への情報伝達手段の一つとして有効な設備です。

本町において平成29年度に導入した設備は、災害時も含め有効に機能することが期待されているところですが、気象状況や建物の立地条件等により放送内容が聞こえにくい場所があることが課題となっており、さらなる充実を図る必要があります。

2. その対策

(1) デジタル技術の活用

デジタル技術の活用により、住民の利便性の向上とともに自治体業務の効率化を図り、今後の持続可能な行政運営につなげていきます。取り組みの推進にあたっては、自治体DX推進計画に基づき、重点事項から順次施策展開していくとともに、令和4年4月から任用しているデジタル専門官による専門的な立場からの助言、調査も活用し、専門的な知識を持った人材の育成も進めていきます。

(2) スマートシティの推進

住民の生活の質（QoL）の向上を図り、誰もが便利で快適な暮らしを送ることができるスマートシティの実現に向け、ヘルスケアやAIオンデマンド交通分野での実証実験など、必要な基盤整備を進めます。また、住民に対してICT・IoT技術に関する周知等を行うことで、情報格差の解消にも努めていきます。

取り組みにあたっては、CSPFC などの関係機関と連携するとともに、国の補助金等を最大限活用し、必要な財源を確保していきます。

(3) 防災行政無線

住民へ必要な情報を確実に伝達できるよう、今後も設備の適切な維持管理を行っていきます。また、音声が届きにくい地域を少しでも減らせるよう、機能の充実を図るとともに、防災メール等の新たな伝達手段の活用についても検討していきます。

目 標	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
マイナンバーカード交付率	50.0%	60.0%	
とよのんコンシェルジュ(スマートシティアプリ)登録者数	900 人	4,000 人	

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	地域防災行政無線整備事業 地域防災行政無線の設備更新や機能強化、災害時における情報発信機能の充実を図る。	豊能町
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	行政情報化推進事業 地域イントラネット及び LGWAN 環境の整備や、ICT 技術の活用により、セキュリティ強靱化に対応するとともに、職員による事務の効率化を図る。	豊能町
	デジタル技術活用	住民情報化推進事業 自治体 DX 推進計画に則り、情報システムの標準化・共通化(Gov-Cloud)の整備や、行政手続きのオンライン化に係る環境を整備する。	豊能町
		スマートシティ推進事業 CSPFC と連携し、ICT、IoT 技術を活用したスマートシティの実現をめざす。	豊能町 民間事業者

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことを基本方針としています。本町では、この方針に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定中であり、現状に応じた適切な規模の施設を前提として、情報化関連施設についても検討を進めていきます。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現状と課題

(1) 道路の整備等

本町では、昭和40年代からの大規模開発の際にインフラ施設を整備しており、現在、それらの老朽化が一気に押し寄せています。道路施設については、令和元年に策定した「町道舗装の個別施設計画書」等に基づき、計画的に長寿命化を図っているところですが、財政的に厳しい中、整備に充当する財源も限られている状況です。また、専門的な技術を持つ職員が少なく、専門職員の育成や技術力の確保が課題となっています。

(2) 公共交通の確保

本町は、東能勢村と吉川村が合併した経緯から公共施設等が東西に大きく分かれているため、東西間をつなぐ公共交通手段に課題があります。また、自家用車による移動が多く、阪急バスや能勢電鉄等の利用者が減少している中、公共交通を将来にわたり確保していくためには、利用者増加の取り組みとともに、利便性の向上を図っていく必要があります。

2. その対策

(1) 道路の整備等

国の補助金や交付金も活用し、「町道舗装の個別施設計画書」等に基づき、計画的な点検調査、補修・修繕を進めるとともに、専門的な技術を持つ職員の採用や育成等により、技術力の確保にも取り組んでいきます。

(2) 公共交通の確保

公共交通の現在の利用状況を分析し、利用者の実態に即した新しい地域公共交通計画を策定することにより、総合的に交通網の改善を図ります。また、既存の公共交通機関だけでなく、AI オンデマンド交通等の新たな手法も活用し、住民の利便性を向上させるとともに、持続可能な公共交通の確保を図っていきます。

特に、西地区の阪急バス及びデマンドタクシーについては、令和4年7月1日から社会実験を開始していることを踏まえ、利用者数の目標達成に向けて啓発を図っていきます。

目 標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
舗装修繕計画書(R1年)に基づいた舗装修繕率	23.2% (1,165m)	86.1% (4,320m)	
橋梁長寿命化計画(R2年)に基づいた橋梁補修率	36.3% (4 橋)	54.5% (6 橋)	

阪急バス実証実験利用者数 (1日当たりの人数)	590 人	900 人	
----------------------------	-------	-------	--

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道等整備事業 町道吉川中央線外舗装事業	豊能町
	橋梁	橋梁長寿命化等事業 光風台大橋外整備事業	豊能町
	その他	通学路等交通安全整備事業 道路付属物整備事業	豊能町
	(6)自動車等 自動車	地域公共交通支援事業 AI オンデマンド交通等、新しい交通の可能性も検討した上で、持続可能な交通網の改善を図る。	豊能町
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通支援事業 AI オンデマンド交通等、新しい交通の可能性も検討した上で、持続可能な交通網の改善を図る。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、インフラ設備について、「計画的な保全による長寿命化を図る。」ことを基本方針としています。各インフラ施設について個別の整備計画を策定し、計画に基づいた継続的な修繕を行う等、予防保全型の維持管理による長寿命化により既存ストックの有効活用を図ります。

第6章 生活環境の整備

1. 現状と課題

(1) 上水道施設の整備

本町の水道は、給水区域が標高差の大きい山間部にまたがっているという地理的要因により、配水池等の水道施設が数多く点在し、給水人口一人当たりの管路延長も長いことから、維持管理経費が高くなりやすい状況となっています。その結果、現在の上水道料金は府内で最も高額となっています。

平成31年4月からは水道事業を大阪広域水道企業団へ承継し、経営の効率化を図っているところですが、ニュータウン整備に伴い集中的に整備した水道管の更新が必要となること、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれること等から、本町の水道を取り巻く環境はますます厳しくなると見込まれます。

(2) 生活排水処理施設の整備

本町の生活排水は、市街化区域については、本町猪名川流域関連公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）、市街化調整区域については、本町猪名川流域関連特定環境保全公共下水道事業（以下「特定環境保全公共下水道事業」という。）により処理しております。

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業計画区域外である南部地域（高山地区等）については、個別排水処理施設整備事業により、本町が合併処理浄化槽を設置し、管理しています。

これらの事業推進により、本町の生活排水適正処理率は99.8%（令和2年度末）に達しております。しかしながら、上水道と同様に、人口減少に伴う使用料収入の減少や老朽化が進みつつある施設の更新等により、今後の経営環境はますます厳しくなると見込まれます。

(3) 消防・救急業務、危機管理体制の充実

本町では、平成28年度から消防業務を箕面市に事務委託しています。広域化により業務の効率化を図るとともに、スケールメリットを活かし、消防・救急業務の機能強化や高度な技術を持った人材の育成を図り、住民サービスの向上を図っているところです。また、豊能、三島地域の5市2町において、令和6年4月から、消防通信指令事務の共同運用が予定されており、より一層の効率化と機能強化が図られる見込みです。

また、消防団については、火災発生時だけでなく、風水害や土砂災害等といった災害発生時の対応も含め、地域の消防防災活動のリーダーとして重要な役割を果たしています。しかし、消防団員の数は年々減少傾向にあり、団員の確保が課題となっています。

(4) し尿及びごみ処理施設等の整備

本町では、近隣の1市3町で構成する猪名川上流広域ごみ処理施設組合の国崎クリーンセンターにおいてごみ処理を行っています。本施設は平成21年4月から本格稼働を開始したところですが、耐用年数の経過と施設の長寿命化策を視野に入れ、施設の大規模改修を検討しているところです。また、ごみの資源化・減量化については、第2次ごみ処理基本計画に基づき取り組んでいるところですが、目標達成には至っていない状況です。

本町し尿処理施設である衛生センターについては、平成元年 10 月竣工後 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。修繕計画に基づき予防保全的に修繕工事を行い、継続的に利用しています。

また、本町の長年の懸案事項でありますダイオキシン汚染物の処理については、施設構造物や汚染土壌の処理、処分は完了しましたが、一般廃棄物については、中間処理を行ったものの最終処分ができず、現在も仮置きしている状況です。

2. その対策

(1) 上水道施設の整備

水道事業については、引き続き大阪広域水道企業団のスケールメリットを活かし、一層の経営効率化を図りながら、技術力の確保や災害時の緊急対応能力の向上に努めます。また、上水道料金について、少しでも住民負担を抑制できるよう、大阪広域水道企業団と協議を継続していきます。

(2) 生活排水処理施設の整備

下水道事業については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な点検調査、整備を進めることにより、長寿命化策による既存ストックの有効活用を図ります。また、経営状況の透明化を図るため、令和 6 年度からの地方公営企業法適用化を目指します。

個別排水事業については、浄化槽の計画的な維持管理に取り組んでいきます。

(3) 消防・救急業務、危機管理体制の充実

箕面市と連携して消防・救急設備や資機材の整備を図ることにより、消防、救急業務の充実、高度化を図ります。また、消防団についても、設備や防災備蓄用資機材の充実を図り、消防団機能の充実を進めます。

(4) し尿及びごみ処理施設等の整備

国崎クリーンセンターについては、猪名川上流広域ごみ処理施設組合と連携し、大規模改修を含め、施設の効率的な運営に取り組んでいきます。あわせて、4 R の推進やごみの有料化について検討する等、ごみの適正な処理と資源化・減量化に向けて取り組みを進めます。

衛生センターについては、引き続き予防保全的な維持管理、修繕工事を継続するとともに、全面改修の時期や必要性、費用対効果についても検討を進めます。

ダイオキシンを含む廃棄物の処理については、今後も実施機関である豊能郡環境施設組合や能勢町、大阪府と連携して取り組んでいきます。

目 標	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
下水道ストックマネジメント計画に基づく管路点検調査率	3.4% (約 6 k m)	32.8% (約 57 k m)	リスク評価改善

リサイクル率（事業系資源 化量を含まない）	29.70%	33.70%	4 %増
--------------------------	--------	--------	------

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道事業補助事業 大阪広域水道企業団に統合している水道事業に対する補助を行う。	豊能町
	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道事業特別会計繰出金事業 下水道事業特別会計への繰出により、計画的な下水道施設の整備を行う。	豊能町
	その他	下水道事業特別会計繰出金事業（浄化槽分） 下水道事業特別会計への繰出により、計画的な個別排水処理施設の整備を行う。	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金事業 猪名川上流広域ごみ処理施設組合において運営する広域ごみ処理施設の適正な管理、整備を行う。	豊能町
	し尿処理施設	豊能郡環境施設組合負担金事業 ダイオキシンを含む廃棄物の処理等、豊能郡環境施設組合における関連事業に係る負担金を支出する。（負担金）	豊能町
		豊能町衛生センター整備事業 豊能町衛生センターについて、年度別機器整備計画表に基づき、予防保全的に整備を進める。	豊能町
	その他	ごみ収集・資源化事業 ごみの資源化と分別収集を徹底し、減量化を推進するとともに必要な設備、資機材の整備を図る。	豊能町
	(5)消防施設	消防広域化事業 箕面市に委託している消防に関する事務について、必要な施設や消防車両、資機材の整備を行う。	豊能町

		消防団活動事業 消防団活動に必要な施設や消防車両、資機材の整備を行う。	豊能町
	(7)過疎地域持続的発展 特別事業 防災・防犯	消防団活動事業 消防団活動に必要な設備の整備や団員研修等、消防団機能の充実を図る。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、インフラ設備について、「計画的な保全による長寿命化を図る。」ことを基本方針としています。各インフラ施設について個別の整備計画を策定し、計画に基づいた継続的な修繕を行う等、予防保全型の維持管理による長寿命化により既存ストックの有効活用を図ります。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現状と課題

(1) 子育て環境の確保

本町における15歳未満の人口は、令和2年国勢調査によると1,201人で、平成7年国勢調査の4,939人と比べると4分の1以下に減少しています。今後もこの傾向は続くとみられ、少子高齢化と人口減少は、本町の一番の課題となっています。

このような状況で、本町では、平成23年4月に就学前施設を統廃合し、現在は東地区1施設、西地区2施設の計3施設を運営しています。しかし、この再編から10年が経過し、就学前児童数の減少が続いていることや、子育て世帯の働き方の変化により保育ニーズが多様化していることから、西地区の2園所を再編し、認定こども園1施設とする方向で検討を進めています。また、留守家庭児童育成室の再配置についても検討を進め、令和8年4月の義務教育学校の開校に合わせて円滑に実施できるよう、準備を進めているところです。

子育て支援については、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター「すきっぷ」等が連携し、妊娠期から子育て期までを対象に家庭訪問によるパーソナルな支援や、施設開放、「育児の日」の取り組み等、出産後も悩みや困りごとを気軽に相談できる環境を整えることにより、住民の皆さんが安心して出産できる施策を総合的に進めています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により対面で相談する場づくりが難しい状況になっていることや、保健師や保育士等、子育て支援に係る専門的な人材の不足や、子ども対象の地域ボランティア活動団体の減少等、地域で子どもを見守る体制づくりが困難になりつつあることが、少子高齢化とともに大きな課題となっています。

(2) 高齢者の福祉の向上及び増進

本町の65歳以上の人口は8,666人で、高齢化率は47.4%（令和2年国勢調査）と大阪府内で最も高い数値となっています。これに伴い、一人暮らしの高齢者も増加しており、人とのつながりが希薄となる人や、外出できないことによりフレイル状態に陥る人が増加しています。

また、介護人材の不足により、介護サービスの提供においても課題が生じています。

そのため、地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者を地域で支える仕組みづくりが求められています。

(3) 障害者（児）の福祉の向上及び増進

本町では、平成30年3月に第4期豊能町障害者計画、令和3年3月に第6期豊能町障害福祉計画、第2期豊能町障害児福祉計画を策定し、生涯における全ての段階において障害のある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害の有無によって分け隔てされることなく、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を基に、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができる共生社会の構築を目指しているところです。

令和2年4月から吉川支所に福祉相談支援室を整備し、福祉に関する相談事業を一元化したところですが、障害者やその保護者の高齢化や、子育て、生活困窮等、地域の生活課題は多様化、複雑化して

おり、重層的な支援体制としての連携が求められているところです。

（４）地域保健の向上及び増進

本町における特定検診受診率は、住民全体では府内でもトップクラスの高い受診率ですが、世代別に見ると、40歳代から50歳代にかけての受診率は20%程度と、若者や現役世代において、健康に対する意識が低いことが課題となっています。

加えて、がん検診の受診率は全体として低い数値であり、がんの発見が遅れる要因となっています。また、健康保険を切り替える際に受診歴や検診結果のデータ連携が円滑にできていないことも、早期発見にあたっての課題のひとつと考えられます。

2. その対策

（１）子育て環境の確保

子育て施策については、施策体系全体を再構築し、限られた人材の有効活用を進めるとともに、人と人とのふれあいを大切にしながら、AI等の活用や子育てアプリによる情報発信等、先端技術も併用することにより、子育てしやすい体制をつくりあげる取り組みを検討します。

また、西地区の認定こども園の整備については、豊能町子ども・子育て審議会で提言されている公私連携幼保連携型認定こども園も視野に入れ、民間の人材とノウハウをうまく活用した取り組みを進めていきます。

（２）高齢者の福祉の向上及び増進

高齢者が自分の持つ知識やスキルを活かし、自発的かつ意欲的に地域活動に参加できるような仕組みづくりと活動の場づくりに取り組みます。

そのためには、行政、医療機関、社会福祉協議会、地域のボランティア等との連携を深め、「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」といったサービスを一体的に提供し、地域の課題が地域の中で解決できる体制づくりを総合的に進めます。

同時に、地域の中できめ細かく高齢者に配慮がなされ、切れ目ない支援を受けることにより、高齢者が安心して暮らすことができる場の確保に取り組みます。

（３）障害者（児）の福祉の向上及び増進

多様化、複雑化する地域の生活課題に対応できるよう、庁内関係機関と専門機関、地域とのネットワークを強化し、課題を抱える人に対し総合的に対応できる重層的な支援体制を構築します。

また、障害者の個性や能力を尊重し、就労や地域活動への参加に対する理解を深めるとともに、障害者本人に対しても、自立するイメージを持ってもらうきっかけ作りを進めます。

さらに、多様化する地域課題に対し、地域の中でお互いに支え合い、誰もが個性と尊厳が尊重され、笑顔で暮らせる地域共生社会を実現できる場を提供できるよう取り組みを進めます。

（４）地域保健の向上及び増進

若年世代にも健康への意識付けを行うため、ウェアラブル端末による健康状態の測定等、IT 技術を活用した健康増進の取り組みを進めます。また、健康アプリ等の活用により、健康保険の切り替えに関わらず、各個人の健康情報を集約し健康状態が維持できる仕組みづくりを行います。

また、住民の誰もが生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、健康の維持や生きがいをづくりを促進する場の整備に取り組めます。

目 標	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
子育て支援センター利用者数	919 人/年	1,800 人/年	
高齢者通いの場設置数	4 ヶ所	8 ヶ所	
特定健診受診率	46.2%	60.0%	

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所整備事業 地域のニーズに合った保育を提供する環境を整備する。	豊能町
	(2)認定こども園	認定こども園整備助成事業 地域のニーズに合った質の高い保育や教育を提供する環境を整備する。	豊能町
		ふたば園改修事業 ふたば園の整備、改修を行う。	豊能町
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人福祉施設整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、老人福祉施設の整備を行う。	豊能町
	(4)介護老人保健施設	老人デイサービスセンター整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、老人デイサービスセンターの整備を行う。	豊能町
	(5)障害者福祉施設	障害者福祉施設整備事業	豊能町

		豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、 障害者福祉施設の整備を行う。	
	(6)母子福祉施設	子育て交流施設整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、 子育て交流施設の整備を行う。	豊能町
		留守家庭児童育成室整備事業 義務教育学校の整備に併せて留守家庭児童 育成室の整備を行う。	豊能町
	(7)市町村保健センター 及び母子健康包括支援 センター	保健福祉センター整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、 保健福祉センター及び子育て世代包括支援 センターの整備を行う。	豊能町
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉	認定こども園整備助成事業 地域のニーズに合った質の高い保育や教育 を提供する環境を整備する。	豊能町
		子育て支援環境の充実事業 妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目ない 子育て支援体制の充実を図る。	豊能町
		ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭に係る医療費の一部を助成す る。	豊能町
		子ども医療費助成事業 18 歳までの乳幼児及び児童に係る医療費の 一部を助成する。	豊能町
	高齢者・障害者福祉	包括的支援事業 地域包括ケアシステムにより、介護、医療、 介護予防、生活支援等のサービスを一体的に 提供するとともに地域の中で課題を解決す る。	豊能町
		障害者自立支援事業 障害者の自立及び社会参加に資するため、障 害福祉サービス等の充実を図る。	豊能町
		障害者医療費助成事業 重度身体障害者、重度知的障害者等に係る医 療費の一部を助成する。	豊能町
	健康づくり	成人健康増進事業 各種検診の実施や、ウェアラブル端末や健康	豊能町

	その他	アプリ等の活用により、住民の健康維持、疾病予防を図る。	
		予防接種推進事業 感染の恐れがある疾病の発生や蔓延を予防するため、予防接種を実施する。	豊能町
		男女共同参画推進事業 誰もが性別を意識することなく個性と能力を発揮し、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる社会を目指す。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことを基本方針としています。この方針に基づき、西地区においては、保育所と幼稚園を統合し、民設による認定子ども園の整備に向けて検討を進めています。

第8章 医療の確保

1. 現状と課題

(1) 診療施設

本町には、内科と歯科を併設した豊能町国民健康保険診療所（以下「国保診療所」という。）診療所が1施設と、民間の一般診療所が12施設、歯科診療所が7施設あります（令和4年5月現在）。しかし、ここ数年、町内では複数の民間診療所が廃業し、国保診療所においても医師の確保が難しい等、本町における医療体制の確保についても、全国と同様の課題を抱えている状況です。

また、国保診療所は昭和62年に建設されたもので、建築後30年以上経過しており、老朽化に伴う大規模改修が必要となっている状況です。

そのような中、新型コロナウイルスの感染拡大への対応等も相まって、町内の医療体制を取り巻く状況は非常に厳しくなっています。

(2) 救急医療

本町における救急医療体制については、大阪府医療計画に基づく豊能二次医療圏（豊能地域の3市2町及び吹田市）内で連携し、救急医療については医療圏内病院において医療提供体制を確保するとともに、特に子どもの救急医療については、豊能広域こども急病センターを広域連携により運営し、休日、夜間の医療体制を確保しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、医師不足等、医療体制の確保等については、全国的な課題となっていますが、町内だけではなく豊能地域全体でも大きな課題となっている状況です。

2. その対策

(1) 診療施設

町内の診療所は、通常みられる疾病や外傷等の治療だけではなく、疾病予防や健康管理等、かかりつけ医として健康に関する総合的な役割が求められており、地域包括ケアシステムを機能するために不可欠の機関です。住民が安心して医療を受けることができるよう、池田市医師会、池田市歯科医師会とも連携し、医療体制の確保、充実に取り組んでいきます。

(2) 救急医療

豊能二次医療圏内において圏内の4市2町と連携し、今後も救急医療提供体制の充実に図るとともに、かかりつけ医である町内の医療機関と圏内の総合病院との連携を図ることにより、町内医療機関の高度化を図っていきます。

目 標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
医療機関数（医科）	12 か所	12 か所	基準値維持
医療機関数（歯科）	8 か所	8 か所	基準値維持

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	診療所特別会計繰出金事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づく国民健康保険診療所の整備に対し、特別会計に繰出を行う。	豊能町
	(3)過疎地域持続的発展 特別事業 自治体病院	豊能広域こども急病センター管理運営費負担金事業 豊能地域3市2町及び吹田市により、豊能広域こども急病センターの運営を行う。	豊能町
	民間病院	豊能地域救急医療対策事業 豊能地域3市2町及び吹田市により、地域全体で救急医療体制の確保を行う。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

東地区において内科診療の拠点となる豊能町国民健康保険診療所については、老朽化による施設改修が必要となっています。豊能町公共施設等総合管理計画の基本方針である「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことに基づき、豊能町公共施設再編計画（仮称）の策定にあたり、他の施設との複合化も含め、今後の方策について検討を進めていきます。

第9章 教育の振興

1. 現状と課題

(1) 小・中学校の教育施設等の整備

本町では、学校を中心としたまちづくりを見据え、令和8年4月に東・西それぞれの地区に義務教育学校を開校することを目指し、準備を進めているところです。東地区では、令和4年4月から小中一貫教育を先行実施し、小学校5・6年生において中学校校舎での授業がスタートしています。

現在、東能勢中学校校舎の第1期工事が終了し、今後、令和8年4月の開校に向けて、東能勢中学校校舎の第2期工事と、吉川中学校校舎の長寿命化改修工事の実施に向けて設計作業を進めているところです。

また、「地域とともにある学校づくり」の理念に基づき、学校・家庭・地域の連携による学校づくりを目指すため、「コミュニティスクール」の実現に向けて、令和4年4月に「学校運営協議会」を設置し、活動を開始しているところです。この取り組みを進めるにあたっては、子どもと関わりながら、ともに学校づくりを担う人材の確保と育成が今後の課題となっています。

(2) 生涯学習及びスポーツの振興

本町では、町内のスポーツ施設を含む生涯学習施設を通じて様々な生涯学習の機会を創出しています。しかし施設によっては、利用者や各種講座等の参加者が固定化、高齢化していることが課題となっています。

施設面では、ユーベルホール（文化ホール）やシートス（総合体育施設）を始め、人口急増期に建設した施設が老朽化しており、大規模改修や設備更新について検討する必要がありますが、令和元年度に策定した生涯学習施設の長寿命化計画では、生涯学習施設全体で今後35年間に必要な改修経費が約50億円と、本町の財政規模に比べて、過度な負担となることが課題となっています。

さらに、同様の目的で利用しても、生涯学習施設とその他の施設等、施設整備の際の目的によって利用料金が異なるという点や、施設を利用する住民と利用しない住民における受益者負担の有無を考慮した利用者への公平な料金負担等、生涯学習施設だけではなく、これらを含む町内の公共施設全体において、適切な受益者負担の考え方を検討する必要があります。

一方、図書館においては、北摂地域での広域的な図書貸出の仕組みを導入するとともに、箕面市との相互利用も可能となっていますが、情報の高度化、資料媒体の多様化等の住民ニーズに対応し、地域も含めた住民協働による体制づくりが求められています。

2. その対策

(1) 小・中学校の教育施設等の整備

学校施設の適正な維持管理を実施しながら、令和8年4月義務教育学校の開校に向けて施設整備を進めるとともに、0歳から15歳までの15年間の「学び」と「育ち」をつなぐ保幼小中一貫教育の実施に向けて、保幼小中の連携体制を整えていきます。

また、就学前からの英語活動や、ふるさと豊能について学び豊能の未来を考える「とよの未来科」の

実施と「キャリア教育」の推進、子どもたちの学習・生活状況を把握しそれに応じた指導を行うための町独自の学力・体力・生活調査「とよのチャレンジ」の実施等、子どもたち一人ひとりが社会を生き抜くための力を身につけられるよう、教育内容の充実を図ります。

さらに、「学校運営協議会制度」を導入し、学校・家庭・地域が連携・協働し、「めざす子どもの姿」の実現に向け取組みを進め、「地域とともにある学校」をめざします。

（２）生涯学習及びスポーツの振興

人生 100 年時代をめざし、住民誰もがいつまでも学び続け、心豊かで充実した生活を実現することができるよう、自己肯定感を高めることができる適切な学びの機会の提供や、健康に関するニーズに応じたスポーツ・レクリエーションの充実に取り組んでいきます。

また、図書館においては、人々が本と情報を仲立ちとして交流することにより、新しい知恵や知識を生み出すとともに、学校や地域社会とも連携し、活力や賑わいを還元する場となるよう努めていきます。

施設面においては、町の人口規模や財政状況に応じた施設のあり方について検討し、統廃合を含めた施設機能の集約を進めるとともに、誰もが公平に利用できるよう、施設のより適切な運営方法や受益者負担の考え方についても検討していきます。

目 標	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
図書館貸出冊数	162,266 冊/年	183,107 冊/年	目標値は R1 実績より
図書館貸出人数	48,640 人/年	60,113 人/年	目標値は R1 実績より
スポーツセンターシートス利用者数	123,010 人/年	172,656 人/年	目標値は R1 実績より

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎、屋内運動場、水泳 プール、給食施設	小中一貫校整備事業 小学生から中学生まで一貫した教育を受け ることができるよう小中一貫校を整備する。	豊能町
	(2)幼稚園	幼稚園整備事業 地域のニーズに合った教育・保育を提供する 環境を整備する。	豊能町

	(3)集会施設、体育施設等	公民館	公民館施設整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、公民館施設の整備を行う。	豊能町
	集会施設		コミュニティセンター整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、コミュニティセンター施設の整備を行う。	豊能町
			文化ホール整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、文化ホールの整備を行う。	豊能町
		体育施設	体育施設整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、体育施設の整備を行う。	豊能町
	図書館		図書館整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、図書館の整備を行う。	豊能町
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	教育用コンピュータ整備事業 小中学校における情報機器の更新、整備を行う。	豊能町
			小中学校学力等調査事業 小学校1年生から中学校3年生まで全ての児童・生徒に対して学力・体力・生活調査を行い、学習指導に活用する。	豊能町
			GIGA スクール教育推進事業 各校配布のタブレット端末や ICT 機器を活用し、情報教育の充実を図る。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことを基本方針としています。本町では、この方針に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定中であり、生涯学習施設だけではなく、町内全ての公共施設を機能面で整理した形で、今後の施設のあり方について検討を進めていきます。

第 10 章 集落の整備

1. 現状と課題

地域のつながりを起点にした地域社会の基本単位である自治会は、公益活動やコミュニティ活動だけでなく、災害時の協力等、日常生活を営む上で重要な役割を果たしています。

現在、本町では 14 の自治会が活動していますが、高齢化により実際に活動できる人材の不足が顕著となっており、特にニュータウン内の自治会においては、地域のつながりが希薄になったことも相まって、加入率の低下が大きな課題となっています。

また、政府の地震調査委員会により、南海トラフ巨大地震の 40 年以内に発生する確率が「90%程度」と発表されました。全国各地で「想定外」の集中豪雨が観測される等、大規模災害が発生する可能性が年々高まっています。このような状況で、自主防災組織を始めとした地域における防災活動に対する取り組みは重要性を増しています。

本町の自主防災組織は自治会単位で設置されており、互いに密接な関係にあるため、災害時において一体となって「共助」の役割を担う組織として期待されています。

2. その対策

各自治会における地域コミュニティを維持するため、各自治会長に委嘱している行政連絡協議員を通じて自治会との情報共有、連携を図るとともに、各種支援制度等を活用し自治会活動を支援します。

また、自主防災組織については防災訓練や出前講座等を通じて災害時対応の啓発と活動の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

目 標	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
自主防災組織件数	9 団体	14 団体	目標値は全自治会

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	自治会館整備補助事業 自治会館等施設の整備に係る支援を行う。	豊能町
		自治会運営補助事業 自治会の運営経費に係る支援を行う。	豊能町
		防災対策事業 今後発生するおそれがある災害等の非常事態に備え、防災備蓄品の整備の支援やハザードマップの作成等を行う。	豊能町
		防犯灯設置補助事業 自治会が設置する防犯灯の整備に対して支援を行う。	豊能町
		美化清掃補助事業 自治会が行う公園や道路の清掃、美化活動に対して支援を行う。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、インフラ設備について、「計画的な保全による長寿命化を図る。」ことを基本方針としており、本町では、この方針に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定中です。

自治会館を整備する場合、原則として自治会の所有施設となりますが、これらの建物についても計画的な保全による長寿命化を図れるよう自治会と情報共有することで、公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

第 11 章 地域文化の振興等

1. 現状と課題

本町には、戦国大名として名をはせた高山右近の生誕地である高山地域や、余野十三仏を始めとした室町時代末期の多尊石仏が多く造立されている等、豊能町独自の文化が各地域に根付いています。しかし、近隣市町の史跡と比べるとまだまだ有名とは言えず、文化の振興、魅力の発信が課題となっているところです。

また、文化・芸術活動では、地域住民が中心となった文化祭の実施や、文化ホールを拠点として地域のアーティスト等による文化芸術活動が行われていますが、高齢化や人口減少により活動の縮小が課題となっています。

古くから本町の基幹産業である農林業や生活民具の資料を多数展示している郷土資料館は、旧小学校の講堂を活用した建物は、「豊能町史」によると昭和7年建築とあり、施設の老朽化が課題となっています。

2. その対策

広域観光の中継地点として本町の文化財を活用することにより、本町独自の文化について啓発を図ります。また、史跡の周辺等において、案内看板、駐車場やトイレ等の環境整備に努めます。

文化・芸術活動については、文化芸術基本法の趣旨を勘案しつつ、地域の人々が文化芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、文化・芸術における社会的包摂の価値を活かしたり、関係人口を増やす事業連携や住民が主体的かつ持続的な活動に参加できるよう育成・支援に努めます。

郷土資料館については、本町の貴重な歴史資料を展示していることから、観光、集客施設として有効に活用するとともに、他の施設との複合化も含めた検討を進めていきます。

目 標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
郷土資料館来館者数	350 人/年	482 人/年	目標値は R1 実績より

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興 等	(1)地域文化振興施設等	郷土資料館整備事業 豊能町公共施設再編計画（仮称）に基づき、 郷土資料館の整備を行う。	豊能町
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	史跡資料等再整備事業 郷土資料館等に展示する史跡資料の修復、整 備を図る。	豊能町
		文化振興事業 地域における文化芸術活動の事業連携や持 続可能な地域活動の支援を行う。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことを基本方針としています。本町では、この方針に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定中であり、現状に応じた適切な規模の施設を前提として、郷土資料館についても検討を進めていきます。

第 12 章 再生可能エネルギーの利用の促進

1. 現状と課題

2020 年 10 月、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロにする」とは、温室効果ガスの「排出量」から「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにすることを意味しており、達成のためには温室効果ガス排出量の削減と吸収作用の保全、強化をする必要があります。

しかしながら、本町では、人口急増期に建設された公共施設を多く抱えており、現状では、省エネ化が図られている施設は一部にとどまっている状況です。

また、カーボンニュートラルについては、報道等により周知されているものの、実際に自分自身がなすべきこととの意識が醸成されていないため、実質的な脱炭素社会形成に向けた取り組みが進んでいない点が課題となっています。

2. その対策

公共施設については、現在策定中の豊能町公共施設再編計画（仮称）により再編、整備を図る際、省エネ型機器や再生可能エネルギー設備等の導入を進めます。また、今後策定する「豊能町地球温暖化対策実行計画（仮称）」に基づき、脱炭素社会形成に向けた取り組みや、ICT を活用した環境保全や住民の意識向上等に取り組むことにより、町の魅力である豊かな自然と共存できる環境をつくります。

さらに、住民や町内事業所等に対し、再生可能エネルギーの普及啓発を行う等、利用の促進に向けた取り組みを推進します。

目 標	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
再生可能エネルギー設備の 導入件数	0 件	1 件	

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	公共施設再生可能エネルギー活用施設整備事業 公共施設整備において、太陽光発電設備等、再生可能エネルギー施設の整備を行う。	豊能町
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー推進啓発事業 広報周知や助成により再生可能エネルギーの推進等を行う。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

豊能町公共施設等総合管理計画では、「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」とともに、「持続可能なまちづくりに向けた施設整備を図る。」ことを基本方針としています。この方針を実現するため、魅力ある施設の整備とともに、財政負担の少ない方法を検討することとしています。

施設改修の際、再生可能エネルギーを活用した施設の整備は、カーボンニュートラルを達成するため、魅力的な施設整備を図るとともに、光熱水料費の低減等、財政負担の軽減につながることから、公共施設等総合管理計画と整合するものです。

第 13 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現状と課題

(1) 持続可能な財政運営

本町では、昭和 40 年代からベッドタウンとしてニュータウン開発が進むにつれて、急激に人口が増加し、平成 7 年の 26,617 人（国勢調査）でピークを迎えました。人口増加につれて町税収入も増加し、バブル時期の好景気も重なり、平成 9 年度の収入額は約 35 億円とピークを迎えましたが、それ以降減少に転じ、令和 2 年度決算では約 18 億円とピーク時の半分程度に落ち込んでいます。

一方で、歳出は、本町の東西に分かれた地理的要因に加え、人口急増期に整備した公共施設をほぼそのまま維持しているため、施設の運営、維持管理に係る費用が大きな負担となっていること、高齢化の進行に伴う医療費、扶助費の増加等により、経常経費の負担が非常に重く、財政調整基金を取り崩して実質収支の黒字を維持している状況が続いています。

2. その対策

(1) 持続可能な財政運営

本町では持続可能なまちづくりに向けて、本町の人口規模や財政状況に応じた公共施設全体のあり方について検討を進めており、附属機関である豊能町公共施設再編検討委員会（以下「委員会」という。）において令和 4 年 1 月に取りまとめられた中間報告書を基に、広く住民や関係機関からの意見を収集した上で、令和 5 年 1 月には具体的な再編案を取りまとめる予定です。

委員会からの中間報告書に則り、全体の保有量を抑制する観点に立ち、施設の複合化・転用等を行う等、住民にとって本当に必要な施設を順位付けすることにより、本町の人口規模や財政状況に応じた豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定し、施設全体に係る運営、維持管理経費を抑制することにより持続可能な財政運営に取り組んでいきます。

目 標	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
財政調整基金残高	1,429,212 千円	1,000,000 千円	基準値は R2 決算数値
経常収支比率	99.8%	95.0%	基準値は R2 決算数値

3. 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項		公共施設等再編検討事業 豊能町全体の公共施設につい て、現在の人口規模と財政状況 に応じた施設規模を検討する。	豊能町

4. 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、この方針に基づき豊能町公共施設再編計画（仮称）を策定中です。持続可能な財政運営を行うためには、現在の施設の運営、維持管理等の経費を削減する必要があるため、この計画において、既存施設の統廃合や複合化を視野に入れ、本町の人口規模、財政状況に応じた適正な規模の施設整備を図るべく策定を進めているところです。この方針は、豊能町公共施設等総合管理計画における基本方針である「現在の人口減少や財政規模に応じた施設規模を図る。」「統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る。」ことと一致しています。